

# 診療報酬改定により当病院の選定療養費が変わります

## 初診及び再診時にかかる

### 「選定療養費」に関する重要なお知らせ

令和2年度診療報酬改定により、一般病床が200床以上の地域医療支援病院では、紹介状なしで受診する場合などに保険適用の診療費とは別に、国が定める次の料金を患者さんにご負担いただくことが義務化されました。

当院を受診される場合は、かかりつけ医などの紹介状を持参いただきますようお願いいたします。

#### 【初診時】

紹介状をお持ちでない初診の患者さんにご負担いただく金額が変わります。

令和2年9月30日まで	令和2年10月1日から
1,100円（消費税込）	5,000円（消費税込）

※初診に関する「選定療養費」をご負担いただく必要のない方

- ・ 紹介状（診療情報提供書）をお持ちの方
- ・ 緊急の場合（救急車で搬送など）その他やむを得ない場合
- ・ 生活保護法の医療扶助、特定の疾患等の各種公費を受給されている方
- ・ 健康診断の結果を受けて精密検査及び治療の目的で受診される方
- ・ 地域に他に当該診療所を標榜する保険医療機関がなく、当該医療機関が外来診療を実質的に担っている（脳神経内科・小児科・精神科・脳神経外科・皮膚科・泌尿器科・眼科・耳鼻咽喉科・産婦人科）を受診される方 など

#### 【再診時】

当病院から他の医療機関へ紹介を行った患者さんが、引き続き当病院への受診を自ら希望され、紹介状を持たずに当病院を受診された場合には、新たに下記の金額をご負担いただくこととなります。

令和2年9月30日まで	令和2年10月1日から
0円	2,500円（消費税込）

上記につきましては、

令和2年10月1日からの取扱とさせていただきます。

皆様のご理解をよろしくお願いいたします。